

改正 1-7

公的年金（老齢給付）

1 老齢基礎年金の受給

(1) 受給資格期間

老齢基礎年金を受給するためには、受給資格期間（保険料納付済期間＋保険料免除期間＋合算対象期間）として 25 年以上、原則満たす必要があります。1 か月でも足りないと受給できません。

受給資格期間 25 年を満たさなかった場合には無年金となりますので、これは大問題です。アメリカは 10 年、ドイツは 5 年、受給資格期間なしの国もあり、日本は年金受給のハードルが高いといえます。

（途中省略）

■年金額

原則 40 年（480 月）加入した場合にのみ、満額 788,900 円（平成 23 年度） を年間で受給できます。未納、免除あるいは猶予の期間があると満額を受給できません。

●老齢基礎年金の受給額

$$\text{老齢基礎年金} = \underline{788,900 \text{ 円}} \times \frac{\text{納付済月数} + \text{免除された月数（※調整あり）}}{\text{加入可能月数（通常 480 月）}}$$

※保険料の全額免除の期間は 免除された月数×1/3（4/8）

3/4 免除の期間は 免除された月数×1/2（5/8）

半額免除の期間は 免除された月数×2/3（6/8）

1/4 免除の期間は 免除された月数×5/6（7/8）

↑

（ ）内は平成 21 年 4 月以降の免除期間に適用します。

納付済月数が 480 月あると「480 月÷480 月＝1」となり、満額支給が受けられます。

2 老齢厚生年金の受給

(2) 特別支給の老齢厚生年金

■定額部分

各人の厚生年金の加入期間の長さ等に応じて金額が決まります。計算問題では公式が与えられますので暗記の必要はありません。

<計算式>

$$\text{定額部分} = 1,676 \text{ 円} \times (1.875 \sim 1.000) \times \text{被保険者月数} \times \underline{0.981}$$

(生年月日による)

3 老齢給付のポイント

(2) 在職老齢年金

(途中省略)

▼在職老齢年金

年代	減額対象部分	年金額を減額されるケース
60歳代前半	減額の対象となるのは特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分と定額部分)。	「総報酬月額相当額+基本月額」が28万円超のケース
60歳代後半	減額の対象となるのは老齢厚生年金のみ。 老齢基礎年金は全額支給される	「総報酬月額相当額+基本月額」が4.6万円超のケース※
70歳以上	70歳以上になると厚生年金の被保険者ではありませんので、厚生年金の保険料は納める必要はありませんが、年金額は60歳代後半と同じ仕組みで減額される	

_____部分が改正点です。